

37 農地利用効率化等支援交付金

【令和7年度予算概算要求額 2,700（1,086）百万円】

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援**するとともに、**農地引受力の向上や後継者の育成等の地域サポート活動に取り組む場合の支援を充実**します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 地域農業構造転換支援タイプ 完成度の高い地域計画の早期実現を後押しするため、地域サポート活動を担う地域の中核となる者に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。 【補助率：1/2（上限1,500万円）】	令和6年度末までに地域計画が策定され、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化
2. 融資主体支援タイプ 地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。 また、スマート農業、集約型農業経営、農業生産のグリーン化の取組について、優先枠を設けて支援します。 【補助率：3/10（上限300万円等）】	○ 完成度の高い地域計画が策定された地域において、地域農業構造転換支援タイプにより、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援し、地域計画を早期に実現 ○ 地域農業構造転換支援タイプにおいては、 ① 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域であり、かつ ② 農地の集約率の増加・地域計画実現に向けた手法の妥当性等、都道府県の実情も踏まえ、必要性が特に認められる地域を対象とし、 ○ 地域の農地の引受けや農作業受託の中核となる、後継者や新規就農者の育成を行う等、自らの農業経営にとどまらず地域計画の実現に貢献し、地域を支えるための地域サポート活動を行う担い手を支援します。

<事業の流れ>

国

→

都道府県

→

市町村

→

農業者等

交付（定額）

1/2以内、3/10以内

1/2以内、3/10以内

地域農業の維持・発展

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）